

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html) に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

北海道電力株式会社

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針及び運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督する。
- ・役付執行役員（取締役）等で構成する業務執行会議を原則として毎週1回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項を審議する。
- ・執行役員制度を採用して、取締役の意思決定・監督機能を強化し、あわせて業務執行の迅速化、効率化を図る。
- ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報について、保存期間・場所及び管理方法等を定めた社内規範に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存・管理する。

(3) リスク管理に関する規程その他の体制

- ・事業運営に関するリスクについて、経営方針やこれに基づく業務運営計画等で明確化し、方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
- ・リスク管理に関する委員会を置き、各部等におけるリスクやその対応状況を把握するとともに、指導・調整を行い、全社におけるリスクを横断的に管理する。
- ・非常災害等の発生に備え、対応組織・情報連絡体制等について社内規範に定めるとともに、防災訓練等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会等において、グループ経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
- ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮監督系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。

- ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する委員会を置き、従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令及び企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、コンプライアンスに関する相談窓口を置き、適切に運用する。
- ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(6) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社とグループ各社は、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。
- ・当社とグループ各社は、グループのコンプライアンス等に関する方針を共有する。また、グループ各社は、リスク管理、取締役の職務の執行が効率的に行われること、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ・監査役の職務を補助する専任組織を置き、必要な人員を配置する。

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮監督のもとで職務を執行するものとし、その人事異動等については、事前に監査役と協議する。

(9) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。
- ・グループ各社の取締役、監査役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、グループで共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。
- ・監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがないよう適切に対応する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役から取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
- ・ 監査役から職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。
- ・ 内部監査部門は、内部監査結果の報告等、監査役への情報提供を適切に行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会を当年度 14 回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督しています。また、役付執行役員（取締役）等で構成する業務執行会議を当年度 50 回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項の審議を行っています。

このほか、リスク管理については、リスクに関する委員会においてリスク項目及び対策の見直しを審議し、経営方針等の管理サイクルのなかで、リスクの体系的な把握、対応方策の立案、実施の確認等を行っています。また、コンプライアンスについては、社長を委員長とする企業倫理委員会のもと、従業員教育・研修の実施等を通じて「ほくでんグループCSR行動憲章」や「コンプライアンス行動指針」の徹底を図り、事業活動における法令・企業倫理等の遵守、不正防止に向けた全社活動を推進しています。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社とグループ各社においてコンプライアンス等に関する方針を共有するとともに、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行しています。

取締役の職務執行に関しては、監査役（5名のうち3名が社外監査役）が、監査役会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の調査等により監査しています。また監査役の監査業務を支援する専任スタッフを配置しています。

内部監査部門には、専任スタッフを配置し、業務執行の効率性、適法性等に係る内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を行う体制を敷いています。内部監査部門は、グループ会社に対する内部監査を含め、監査結果等について、社長に報告するほか、監査役へ報告を行っています。

連結株主資本等変動計算書

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 余 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度 期首残高	114,291	47,784	130,228	△18,300	274,004	2,369	727	3,097	12,631	289,733
会計方針の変更による累積的影響額			△452		△452					△452
会計方針の変更を反映した当期首残高	114,291	47,784	129,775	△18,300	273,551	2,369	727	3,097	12,631	289,280
当連結会計年度 変動額										
剰余金の配当			△6,546		△6,546					△6,546
親会社株主に帰属する当期純利益			6,864		6,864					6,864
自己株式の取得				△168	△168					△168
自己株式の処分		△436		600	164					164
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0					△0
株主資本以外の項目の当該連結会計年度変動額(純額)						△852	△3,464	△4,316	438	△3,878
当連結会計年度 変動額合計	—	△436	318	432	315	△852	△3,464	△4,316	438	△3,562
当連結会計年度 末残高	114,291	47,348	130,094	△17,867	273,867	1,517	△2,736	△1,219	13,069	285,717

連 結 注 記 表

2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 10社

連結子会社名は、北海道電力ネットワーク(株)、北海電気工事(株)、北電興業(株)、北海道パワーエンジニアリング(株)、苫東コールセンター(株)、ほくでんエコエナジー(株)、ほくでんサービス(株)、北海道総合通信網(株)、ほくでん情報テクノロジー(株)、北海道電力コクリエーション(株)である。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社名は、北電総合設計(株)、(株)ほくでんアソシエ、北海道レコードマネジメント(株)、(株)アイテス、森バイナリーパワー合同会社、北海道リニューアブルエナジー合同会社である。

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の規模等からみて重要性が乏しいため連結の範囲から除外している。

なお、森バイナリーパワー合同会社は、2021年6月22日に、北海道電力リニューアブルエナジー合同会社は、2022年2月14日に新たに設立した。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 2社

持分法適用の非連結子会社名は、北電総合設計(株)、(株)ほくでんアソシエである。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

持分法適用の関連会社名は、石狩LNG棧橋(株)である。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社（北海道レコードマネジメント(株)他）及び関連会社（(株)ネクシス他）はそれぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため持分法の適用範囲から除外している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

…… 移動平均法による原価法

② デリバティブ …… 時価法

③ 棚卸資産 …… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定額法、無形固定資産は定額法によっている。
耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 湯水準備引当金

湯水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の定める基準によって計算した限度額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主に電気事業を営んでいる。主な収益は電力の小売販売による電灯・電力料、卸販売による他社販売電力料等及び託送供給による託送収益であり、電気事業営業収益に計上している。

電力の小売販売における履行義務は、顧客との契約に基づき電力を供給することであり、電気の供給の都度、履行義務は充足される。履行義務の充足の進捗度は、電力量計の検針により把握した使用量により測定し、把握した使用量と顧客との契約による単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、電力の小売全面自由化に伴う一般消費者保護のために料金規制経過措置が適用されているため、電気事業会計規則に従い、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行っており、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

電力の卸販売は、他の電気事業者に対して契約に基づき電気を供給する履行義務に関する収益及び一般社団法人日本卸電力取引所の卸電力市場において約定した電気を受け渡す履行義務に関する収益からなる。他の電気事業者に対して契約に基づき電気を供給する履行義務は、電気の供給の都度、充足される。履行義務の充足の進捗度は電気の使用量により測定し、使用量と顧客との契約による単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。卸電力市場における履行義務は、取引規程等に基づき約定した電気を受け渡すことであり、受け渡しの一時点において履行義務を充足する取引については、都度収益を認識している。

託送供給の履行義務は、主に託送供給等約款に基づき小売電気事業者等が調達した電力を受電し、送配電ネットワークを介して、当該小売電気事業者の顧客へ電気を供給することであり、電気の供給の都度、履行義務は充足される。履行義務の充足の進捗度は、電力量計の検針により把握した供給量により測定し、把握した供給量と託送供給等約款に規定された単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、電気事業会計規則に従い、一部の計量については検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した供給量に基づき収益を計上する処理）を行っており、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

上記いずれの取引も、基本的に料金の支払義務発生の日から1ヶ月以内に料金を受領しており、重要な金融要素は含んでいない。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象・・・燃料購入に係る予定取引の一部

(ハ)ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

② 退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理している。

③ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を営業費用として計上している。なお、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。また、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定による使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

④ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、毎連結会計年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

⑥ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなる。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定である。

II. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。具体的には、財又はサービス提供前に係る工事費等について、入金時に一括して収益を認識する処理から、財又はサービスを提供する期間に応じて収益を認識する方法に変更していることや、一部の建設資機材の販売等について、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当すると判断した場合、総額で収益を認識する処理から、純額で収益を認識する方法に変更していることなどである。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減している。この結果、利益剰余金の当期首残高は452百万円減少し、当連結会計年度の売上高は2,369百万円、営業費用は2,424百万円それぞれ減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ55百万円増加している。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示している。

また、再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）のもとで、お客さまより回収する再生可能エネルギー発電促進賦課金を売上高に、費用負担調整機関に納付する再エネ特措法納付金を営業費用に計上していた。さらに、FIT制度に基づく再生可能エネルギー買取費用を購入電力料に計上するとともに、買取費用のうち当社負担額の増加分を再エネ特措法交付金として費用負担調整機関から収受し、売上高に計上していたが、収益認識会計基準等の適用に伴い、2021年4月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（令和3年経済産業省令第22号）が施行され、「電気事業会計規則」

（昭和40年6月15日通商産業省令第57号）が改正されたことから、FIT制度については、収益及び費用の対象外となった。

改正電気事業会計規則の適用については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」附則第2条第2項のただし書きに従い、過去の期間に改正後の規定を遡及適用している。

この変更に伴い、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の売上高は155,586百万円減少しているが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益へ与える影響はない。また、前連結会計年度の受取手形、売掛金及び契約資産が29,120百万円減少し、流動資産のその他が29,120百万円増加している。

なお、電力の小売全面自由化に伴う一般消費者保護のために料金規制経過措置が適用されているため、電気事業会計規則に従い、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行っており、決算月に実施した計量の日から決算日まで生じた収益は翌月に計上している。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、連結計算書類に与える影響はない。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「物品売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度から独立掲記することに変更した。

なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「物品売却益」は、132百万円である。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	40,840百万円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産については、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより回収可能と判断した額を計上している。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、経営者が承認した事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、販売電力量及び泊発電所の稼働時期である。

販売電力量については、電力広域的運営推進機関に提出している2022年度供給計画に基づく内容を将来の課税所得の見積りに反映している。

泊発電所については、安全の確保を大前提に早期再稼働の実現に向けて新規制基準適合性審査への対応を進めているが、現時点では、具体的な稼働時期を見通すことが困難なことから、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、その影響を反映していない。

また、新型コロナウイルス感染症による影響については、一定程度あると考えているが、現時点で、繰延税金資産の見積りを行う上での回収可能性の判断に重要な影響を及ぼすことはないとは仮定している。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の収益力に基づく課税所得の見積りについては、現時点で利用可能な情報に基づき合理的に見積りを行っているが、予想し得ない要因や変化が生じた場合や、新型コロナウイルス感染症が更に長期化・拡大した場合には、電気事業における販売電力量等に影響が生じ、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響が及ぶことで、翌連結会計年度の経営成績に重要な影響を与える可能性がある。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

<担保付債務>

社債	760,000百万円
㈱日本政策投資銀行借入金	75,364百万円

(2) 当社の長期投資の一部には、北海道外での発電事業参画に伴う出資先における金融機関からの借入金の担保として、質権が設定されている。

<質権が設定されている資産>

長期投資(株式)	108百万円
長期投資(社債)	1,737百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,133,587百万円

3. 保証債務

日本原燃㈱の借入金に対する保証債務	32,875百万円
財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務	2,554百万円

4. 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条の規定に基づく引当金である。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式数	215,291,912株
B種優先株式数	470株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った配当

① 2021年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,079百万円
一株当たりの配当額	15円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月28日

B種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	705百万円
一株当たりの配当額	1,500,000円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月28日

② 2021年10月28日開催の取締役会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,056百万円
一株当たりの配当額	10円
基準日	2021年9月30日
効力発生日	2021年11月30日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれている。

B種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	705百万円
一株当たりの配当額	1,500,000円
基準日	2021年9月30日
効力発生日	2021年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案する。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,056百万円
配当金の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	10円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれている。

B種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	705百万円
配当金の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	1,500,000円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

電気事業を行うための設備投資計画等に基づいて、必要な資金を社債の発行や金融機関からの借入れにより調達することとしており、一時的な余資は短期の預金等で運用することとしている。また、短期的な運転資金を銀行からの借入れやコマーシャル・ペーパーの発行により調達することとしている。

デリバティブ取引は、事業活動の中で生じる市場価格の変動によるリスクを回避又は軽減することを目的として行い、将来の市場価格の変動による価格差から生じる利益獲得を目的とした投機手段としての取引は行わないこととしている。

有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動によるリスクや発行体の信用リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているが、特定小売供給約款等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っている。

長期借入金の一部は変動金利であり、金利の変動によるリスクに晒されているが、大部分は固定金利で調達していることから、当該リスクは限定的と考えられる。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金、コマーシャル・ペーパー及び営業債務は、流動性リスクに晒されているが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

デリバティブ取引は、燃料及び電力価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としたスワップ取引を利用しており、社内規程に基づき執行箇所及び管理箇所を定めて実施している。また、取引相手の契約不履行から生じる信用リスクに晒されているが、信用度の高い取引相手を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていない。(注1)参照)

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパー、支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 有価証券 (*2)			
満期保有目的の債券	2,664	2,593	△ 70
其他有価証券	11,119	11,119	—
(2) 社債 (*3)	(760,000)	(763,315)	3,315
(3) 長期借入金 (*3)	(580,070)	(569,873)	△ 10,197
(4) デリバティブ取引 (*4)	1	1	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(*2) 連結貸借対照表上「長期投資」に計上している。

(*3) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含む。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	28,315
出資証券	688

これらについては、「(1) 有価証券」には含まれていない。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価 (*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
その他有価証券				
株式	11,119	—	—	11,119
デリバティブ取引	—	1	—	1

(*1) 負債に計上されているものについては、()で表示している。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価 (*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	2,593	2,593
社債	—	(763,315)	—	(763,315)
長期借入金	—	(569,873)	—	(569,873)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で表示している。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。社債は元利金の合計額を信用リスクを織込んだ利率で割り引いた現在価値により算定しており、当該利率が観察不能であるため、その時価をレベル3の時価に分類している。

② 社債

当社が発行する社債は、市場価格により評価しているが、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

③ 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類している。

④ デリバティブ取引

取引先から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類している。

Ⅷ. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額 1,095円61銭
 2. 一株当たり当期純利益 26円57銭

(注1) 一株当たり純資産額の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式を「期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末における当該自己株式数は327,000株である。

(注2) 一株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度における当該期中平均自己株式数は218,000株である。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

発電・小売電気事業等を営む「北海道電力」、一般送配電事業等を営む「北海道電力ネットワーク」の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりである。なお、「その他」は「北海道電力」及び「北海道電力ネットワーク」以外のその他連結子会社等の収益である。

(単位：百万円)

	北海道電力	北海道電力ネットワーク	その他	事業間の内部取引消去	合計
売上高					
顧客との契約から生じる収益	526,499	94,630	37,128	—	658,258
電気事業営業収益	525,420	94,630	1,344	—	621,395
その他事業営業収益	1,078	—	35,784	—	36,862
その他の収益	616	3,721	817	—	5,155
外部顧客への売上高	527,116	98,351	37,946	—	663,414
事業間の内部売上高	70,818	169,648	98,384	△ 338,851	—
計	597,934	267,999	136,331	△ 338,851	663,414

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載している。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	66,947	66,887
契約資産	6,017	4,451
契約負債	3,273	3,778

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「流動資産のその他」に、契約資産は、「受取手形、売掛金及び契約資産」に、また、契約負債は、「固定負債のその他」及び「流動負債のその他」にそれぞれ含まれている。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社の当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格は78,094百万円であり、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に3年以内に約60%、残り約40%がその後1年以内に収益として認識されると見込んでいる。

連結子会社の当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格は26,494百万円であり、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に1年から5年の間で収益を認識することを見込んでいる。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていない。

X. その他の注記

1. 業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない常務執行役員（以下、併せて「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」という。）を導入している。

(1) 本制度の概要

本制度は、信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）が、当社が拠出する金銭を原資として当社株式を取得し、取締役等に対し、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）を給付する業績連動型株式報酬制度である。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となる。

(2) 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は164百万円、株式数は327,000株である。

2. 特別損失の内容

2021年12月に開催された国の審議会において、2021年1月のインバランス料金の高騰に伴い生じた小売電気事業者の負担額のうち、料金単価が一定水準を超えた部分について、将来の託送料金から減額することとされた。

この審議会での取りまとめ結果などを踏まえ、小売電気事業者が今後もお客さまに安定的に電力をお届けできる事業環境を支えるため、一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク株式会社は、特例的に当該減額措置を講じることを決定し、2022年2月に経済産業大臣から託送料金の特例認可をいただいた。この措置に伴う小売電気事業者への託送料金の減額については、臨時的な措置であることから、その見込額を特別損失に計上している。

株主資本等変動計算書

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 額			純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 評 価 額	他 社 債 券 評 価 額		換 算 額
		剰 余 金	そ の 他 本 金	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	剰 余 金						
当 事 業 年 度 期 首 残 高	114,291	46,150	1,897	132	87,714	89,744	△18,300	231,886	1,885	1,885	233,771		
当 事 業 年 度 変 動 額													
特 定 災 害 防 止 準 備 金 の 積 立				7	△ 7	—		—			—		
剰 余 金 の 当 配			654		△ 7,200	△ 6,546		△ 6,546			△ 6,546		
当 期 純 利 益					9,458	9,458		9,458			9,458		
自 己 株 式 の 取 得							△ 168	△ 168			△ 168		
自 己 株 式 の 分 処		△ 436					600	164			164		
事 業 再 編 に 伴 う 変 動 額		△ 4,237						△ 4,237			△ 4,237		
株 主 資 本 以 外 の 該 事 業 年 度 変 動 額 (純 額)									△ 928	△ 928	△ 928		
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	—	△ 4,673	654	7	2,250	2,912	432	△ 1,329	△ 928	△ 928	△ 2,257		
当 事 業 年 度 末 残 高	114,291	41,476	2,552	139	89,965	92,656	△17,867	230,557	957	957	231,514		

個 別 注 記 表

2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ … 時価法

(3) 貯蔵品 … 石炭、燃料油、ガス、バイオマス燃料及び一般貯蔵品は総平均法、特殊品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の定める基準によって計算した限度額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主に電力の発電・小売電気事業を営んでいる。主な収益は電力の小売販売による電灯・電力料、卸販売による他社販売電力料等である。

電力の小売販売における履行義務は、顧客との契約に基づき電力を供給することであり、電気の供給の都度、履行義務は充足される。履行義務の充足の進捗度は、電力量計の検針により把握した使用量により測定し、把握した使用量と顧客との契約による単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、電力の小売全面自由化に伴う一般消費者保護のために料金規制経過措置が適用されているため、電気事業会計規則に従い、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行っており、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

電力の卸販売は、他の電気事業者に対して契約に基づき電気を供給する履行義務に関する収益及び一般社団法人日本卸電力取引所の卸電力市場において約定した電気を受け渡す履行義務に関する収益からなる。他の電気事業者に対して契約に基づき電気を供給する履行義務は、電気の供給の都度、充足される。履行義務の充足の進捗度は電気の使用量により測定し、使用量と顧客との契約による単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。卸電力市場における履行義務は、取引規程等に基づき約定した電気を受け渡すことであり、受け渡しの一時点において履行義務を充足する取引については、都度収益を認識している。

上記いずれの取引も、基本的に料金の支払義務発生の日から1ヶ月以内に料金を受領しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(2) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を営業費用として計上している。なお、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。また、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定による使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(3) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象 … 燃料購入に係る予定取引の一部

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、毎事業年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合には、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(6) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなる。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定である。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

これまで、再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）のもとで、お客さまより回収する再生可能エネルギー発電促進賦課金を売上高に、費用負担調整機関に納付する再エネ特措法納付金を営業費用に計上していた。さらに、FIT制度に基づく再生可能エネルギー買取費用を購入電力料に計上するとともに、買取費用のうち当社負担額の増加分を再エネ特措法交付金として費用負担調整機関から収受し、売上高に計上していたが、収益認識会計基準等の適用に伴い、2021年4月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（令和3年経済産業省令第22号）が施行され、「電気事業会計規則」（昭和40年6月15日通商産業省令第57号）が改正されたことから、FIT制度については、収益及び費用の対象外となった。

改正電気事業会計規則の適用については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」附則第2条第2項のただし書きに従い、過去の期間に改正後の規定を遡及適用している。

この変更に伴い、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の売上高は130,842百万円減少しているが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益へ与える影響はない。また、前事業年度の売掛金が20,453百万円減少し、同額諸未収入金が増加、さらに、未払費用が11,643百万円減少し、同額雑流動負債が増加している。

なお、電力の小売全面自由化に伴う一般消費者保護のために料金規制経過措置が適用されているため、電気事業会計規則に従い、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日を実施する計量により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行っており、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、計算書類に与える影響はない。

III. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 31,573百万円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類における「連結注記表(IV. 会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一である。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

- (1) 当社の総財産は、社債及び㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

<担保付債務>

社債 760,000百万円

㈱日本政策投資銀行借入金 75,364百万円

- (2) 長期投資の一部には、北海道外での発電事業参画に伴う出資先における金融機関からの借入金の担保として、質権が設定されている。

<質権が設定されている資産>

長期投資(株式) 108百万円

長期投資(社債) 1,737百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,840,882百万円

3. 保証債務

日本原燃㈱の借入金に対する保証債務 32,875百万円

財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務 1,096百万円

4. 関係会社に対する長期金銭債権 511,288百万円
関係会社に対する短期金銭債権 42,596百万円
関係会社に対する長期金銭債務 561百万円
関係会社に対する短期金銭債務 48,122百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

不動産賃貸事業	専用固定資産	0百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	－百万円
	合計	0百万円

ガス供給事業	専用固定資産	－百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	277百万円
	合計	277百万円

エネルギーサービス事業	専用固定資産	1,540百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	－百万円
	合計	1,540百万円

6. 渴水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条の規定に基づく引当金である。

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高	費用	222,243百万円
	収益	73,609百万円
関係会社との営業取引以外の取引高		5,566百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数 9,978,385株

(注) 当事業年度末における自己株式の数には、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式327,000株が含まれている。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	31,231百万円
資産除去債務否認額	10,400百万円
減価償却費損金算入限度超過額	7,969百万円
組織再編に伴う関係会社株式	6,859百万円
その他	13,253百万円
繰延税金資産小計	69,714百万円
評価性引当額	△31,338百万円
繰延税金資産合計	38,376百万円
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△6,377百万円
その他有価証券評価差額金	△371百万円
その他	△54百万円
繰延税金負債合計	△6,802百万円
繰延税金資産の純額	31,573百万円

VIII. リースにより使用する固定資産に関する注記

リースにより使用している固定資産の主なものは業務設備に相当するものである。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末 残高
役員	竹内 巖	被所有 直接 0.00%	当社監査役 (株)北洋銀行 取締役副頭取	資金の借入	1,000	長期借入金	21,500
						1年以内に期限 到来の固定負債	6,000
					17,500	短期借入金	17,500
				168	利息の支払	42	

取引条件及び取引条件の決定方針等

第三者（(株)北洋銀行）の代表者として行った取引であり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

なお、竹内巖氏については、2021年6月25日付で当社の監査役に就任したため、取引金額は就任日からの取引について記載している。

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等 の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末 残高
子会社	北海道電力 ネットワーク 株式会社	所有 直接100%	資金貸借取引 役員 の 兼 任	社債の引受 (*1)	29,861	関係会社 長期投資	314,146
				社債利息の受取 (*2)	1,795	関係会社 短期債権	446
				資金の貸付 (*3)	66,159	関係会社 長期投資	188,593
						関係会社 短期債権	24,736
				貸付利息の受取 (*4)	1,847	関係会社 短期債権	246
	北電興業 株式会社	所有 直接100%	建物の総合管理, 土木・建築工事 役員 の 兼 任	燃料の購入代ほか (*5)	71,093 (*6)	関係会社 短期債務	3,268 (*6)

取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 社債の引受は、北海道電力ネットワーク株式会社発行のICB（Inter Company Bond）を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。

(*2) 社債利息の受取は、北海道電力ネットワーク株式会社発行のICB（Inter Company Bond）に係るものである。

(*3) 資金の貸付は、北海道電力ネットワーク株式会社へICL（Inter Company Loan）及びCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）により貸し付けたものである。ICLについては、当社の借入金と同様の条件で利率を決定しており、CMSに係るものは、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、CMSによる貸し付けについては、取引が反復的に行われているため、取引金額には含めていない。

(*4) 貸付利息の受取は、北海道電力ネットワーク株式会社へICL（Inter Company Loan）及びCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）による貸し付けに係るものである。

(*5) 一般的取引と同様の条件で、市場価格等を勘案し、契約している。

(*6) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

X. 一株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 一株当たり純資産額 | 895円26銭 |
| 2. 一株当たり当期純利益 | 39円20銭 |

(注1) 一株当たり純資産額の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式を「期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末における当該自己株式数は327,000株である。

(注2) 一株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度における当該期中平均自己株式数は218,000株である。

XI. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載している。

XII. その他の注記

(業績連動型株式報酬制度の導入)

連結計算書類における「連結注記表 (X. その他の注記 1. 業績連動型株式報酬制度の導入)」に記載した内容と同一である。